

横福指第 31 号

平成 31 年（2019 年）4 月 24 日

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数
の緩和に係る申請について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成 30 年横須賀市条例第 30 号）第 4 条等の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 97 条第 8 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等については、一定の要件を満たした事業所の場合、市への申請により外部評価の実施回数の緩和措置が適用されることとなっています。

また、市では外部評価の実施回数の緩和を適用した事業所情報について、県へ報告しています。

この度、神奈川県より、外部評価の実施回数の緩和を適用した事業所について、県への報告期限を緩和措置が適用される年度の 5 月末とする旨の通知が発出されました。

については、外部評価の実施回数の緩和に係る事業所から市への申請の受付期限を下記のとおり指定します。

記

- 1 申請の受付期限
緩和措置を受けようとする年度の 5 月第 2 金曜日
- 2 適用開始日
平成 31 年 4 月 1 日

事務担当 : 福祉部指導監査課 指導監査第 1 係 電話 : 046-822-8162 F A X : 046-827-0566
